

# 更生保護と福祉教育

—寛容に満ちた明るい社会を作ろう—

西村 日出男

## はじめに

筆者は2004年（平成16年）11月に保護司の任命を受け、非常勤の国家公務員として更生保護活動に従事し、2005年（平成17年）からは本学の地域福祉学科に籍を置き、専門の教育学の視点から「福祉」について関心を持ち、会議や講演会などを通して福祉の概念、福祉の現場、福祉の現状などについても学んできた。この間、従来の「犯罪者予防更生法」と「執行猶予者保護観察法」が統合されて2007年（平成19年）6月に「更生保護法」が施行された。それを受けて、同年12月に「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正され、社会福祉士養成課程における教育内容等が見直され、「更生保護」が同課程の教育内容に加えられた。

また、法務省の主唱する「社会を明るくする運動」が2010年（平成22年）に第60回を迎え、運動名に「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」が加えられた。特に「地域のチカラ」が強調されたことは、具体的には仮釈放、仮退院の対象者の立ち直りに地域住民が協力することを意味している。つまり、地域住民に更生保護活動への理解と協力を求めているのである。この「地域のチカラ」は具体的には今後の課題であるが、地域あるいは社会全体で課題に取り組もうという強いメッセージである。しかし、運動や活動を拡大すると、個人情報保護の問題と情報共有の問題との兼ね合いが難しくなる。

更に、2010年（平成22年）4月には、免疫学者の多田富雄（1934-2010）が亡くなった。彼は死の直前まで「免疫寛容」の発想から「寛容の世界」を主張した。それは死の直前に収録されたNHKテレビのインタビューでも明らかにされた。<sup>1)</sup> それによると、「長い闇の向こう側に希望が見えます。寛容の世界が広がっています。」彼は今も世界に現存する紛争を解決する希望として「寛容の世界」を訴えていた。

本稿は「寛容」の視点から、「更生保護」と「福祉教育」を見直そうという試みである。

## 「自己」と「非自己」

紀元前のローマでは、将軍ユリウス・カエサル（Gaius Julius Caesar、前100—前44）の政

治信条にある「clementia（寛容、柔和、慈悲など）」に象徴されるように、征服した民族の文化、慣習、宗教を認め、結果として敵を同胞として取り込み、ローマ帝国の支配領域を広げて行った。彼の「ガリヤ戦記」<sup>2)</sup>に見られるように、敵対する部族、種族には徹して攻撃を加えたが、降伏した者には寛容であった。また、彼は内政においても自分に敵対した者でも降伏すれば許して公的地位を保証した。

しかし、ヨーロッパにおいて一神教的宗教が力を持つと、他宗教、他宗派に対する不寛容の思想が強化され、浸透していった。その結果、宗教戦争や異教徒弾圧は凄惨を極めた。その後、宗教的な寛容が芽生え、イギリスで名誉革命直後の1689年5月に「寛容法 (Toleration Act)」が制定された。これは非国教徒であるプロテスタントの信仰の自由を認めた法律である。

最近では、不寛容で攻撃的な民族主義、人種主義そして反ユダヤ主義の台頭に対応して、国連は1995年を「国際寛容年」として宣言し、その翌年、宣言した11月16日を「国際寛容デー (International Day for Tolerance)」と定め、教育機関などに広く一般に向けた活動を行うよう決議し、今日に至っている。

寛容の概念は、政治や宗教の寛容から始まり、自由主義、人権問題、民族問題、肉体的社会的な性的問題、世代間問題、生理学の免疫から哲学的なアイデンティティの問題などに関わって、広く論じられ、展開されてきた。しかし、寛容の度が過ぎると社会規範や法的拘束力に力が無くなり、伝統、文化、道徳などが軽視される社会になる可能性が指摘されている。そのような社会を「寛容社会」などと称し、過度の寛容に対する警鐘も発せられている。

「寛容」には、類似の概念や言葉が多い。漢字では「寛大」「忍耐」「許容」など、英語では“tolerance” “patience” “generosity” “hospitality” “leniency” “endurance” “perseverance”などを類語としてあげることが出来る。これらの語のそれぞれの意味合いをすべて考察することは稿を改めることにする。本稿では、多田富雄が「免疫寛容 (immune tolerance)」や「寛容の世界」で用いた「寛容」の意味を手がかりに考察を進める。

多田によると、「免疫とは、読んで字のごとく疫（やまい）を免れるための体の機構である。」<sup>3)</sup>「免疫という現象は、私たちのような複雑な生命が、『自己』と『非自己』を識別して『自己』というものを守り維持するための機構である。」<sup>4)</sup>「免疫は、『非自己』の侵入を排除して、『自己』を守ろうという基本原理で働いている複雑なシステムである」<sup>5)</sup>「しかし、『自己』以外の異物に対しても、それを『非自己』と認識しないで自分の成分と同じように寛容になっている場合がある。」<sup>6)</sup>これが「免疫寛容」である。免疫の働きは単に体内の「非自己」を排除するだけでなく、肉体的生理的に「自己」を確立することでもある。しかし母体は遺伝子的には「非自己」である胎児を排除しないばかりか、「自己」の内に抱え込み、育むという驚くべき作業をする。これは「免疫寛容」の一例である。<sup>7)</sup>

寛容とは、「自己」が「非自己」を直ちに否定したり、排除しないことである。本稿で用いる「自己」とは、精神的、肉体的な「自己」はもちろん、自分の慣れ親しんだ考え方や、生活

様式、法律や制度までも含めている。一方「非自己」とは「自己」の体内に侵入してきた病原菌はもちろん、「自己」から逸脱しているもの、「自己」の日常性を破壊するもの、「自己」の存在を否定するもの、「自己」の存続に悪影響を及ぼすと考えられるものなどを含めている。

また、寛容は、「自己」という強者が「非自己」という弱者の非を執拗に責めたり、あげつらったりしない態度である。態度は内面の意図が表現されたものである。従って態度には思想や判断の内面が表現されている。内面から見ると、寛容は、権力者あるいは強者が「自己」の力の行使を控える慎みであり、「非自己」と出会い、「自己」を見つめなおす内省であり、「非自己」との共存あるいは止揚を模索する弁証法的発想である。しかし、問題は「自己」が何を「非自己」と判断するかである。

英語のtoleranceは寛容とも忍耐とも訳される。toleranceはラテン語のtolerantiaに語源を持ち、「持ち上げる」を意味しているが、何を持ち上げれば、寛容になるのだろうか。筆者は「拒否され排除されるべき少数者（の意見）である『非自己』を、多数者（の意見）である『自己』と同等の高さまで持ち上げる」と解釈している。「非自己」を持ち上げるのは、苦痛であり、忍耐が要る。だからtoleranceはもともと身体的な「忍耐」を意味していた。それが、ルネサンス期、さらには宗教改革期にキリスト教世界で「自分たちの信仰・信念と異なる者の存在を認め、彼らの言動に我慢し、直ちに世俗的な権力で弾圧しない態度をとろう」という考えも出てきた。toleranceには、高みから見下ろす「高低」のイメージがある。

一方、漢字の「寛容」は「広く、ゆとりがあり、くつろいで、緩やかで、ゆるす」などを表す「寛」と、「いれる、受け入れる、聞き入れる、ゆるす」などを表す「容」とから成っている。器が小さければ、はみだし零れ落ちるべきものでも、器が大きくゆとりがあれば、容れることが出来ると解釈できる。漢字の「寛容」は広い視野、大きな心から見る「大小」のイメージがある。「寛容」は、高く大きな「自己」が低く小さな「非自己」に対してとる態度である。

「忍耐」は、何かを耐え忍ぶことである。「耐える」とは、苦しさ、辛さ、悲しさなどを引き受け、好転を待つことである。「忍ぶ」とは、気持ちを抑え、人目を避けることである。従って「忍耐」は「苦しい!」、「悲しい!」などと大声でアピールするのではなく、堪えて、待つ態度を言う。「自己」と「非自己」との間に、大小、高低の差があまり無いとき、寛容と忍耐が接近する。或いは、「非自己」が「自己」に対して不寛容な時、或いは正義に反し違法である時「自己」は寛容でいられないし、ゆっくり待ってはいられない。<sup>8)</sup>

ドイツ語のGeduld（忍耐）はdulden（耐える、ゆるす）に由来している。O.F.ボルノーは忍耐を3つに分けた。<sup>9)</sup> 製造職人（Handwerkers）の忍耐、園芸職人（Gärtners）の忍耐、そして教育者（Erziehers）の忍耐である。子どもの成長を喜ぶ教育者は、その速いことを良しとし「急かし」（Verfrühung）に陥りがちであるが、それを耐え忍ぶことのできるのは、子どもの成長を信頼し、未来への希望に支えられた忍耐があるからである。彼は子どもの「過ち」（Verfehlungen）に対しては忍耐だけでなく「厳格さ」（Ernst）の必要性を主張しているが、

その場合の忍耐は寛容に近い。大人の子どもに対する厳格さは子どもの過ちという「非自己」に対する大人の「自己」の「免疫反応」であると言える。しかし、ある程度の過ちは、子どもの発達課題と捉え、その視点から容赦するのは寛容である。寛容は未来を見据えた、あるいは高みからの発想であり、態度である。

子どもの成長・発達が期待できるとき、あるいは成長・発達が明確に見えるとき、子どもの多少の遅れや、逸脱を容赦することが出来る。つまり「非自己」が「自己」に同化するのを待つことが出来、「自己」は寛容と忍耐の態度をとることが出来る。同様に保護観察の対象者の立ち直りが、期待できるとき、或いは明確に見えるとき、保護司や関係者は「非自己」が「自己」に同化するのを待つことが出来、「自己」は寛容と忍耐の態度をとることが出来る。

現在、社会において個性、自由が重視され尊重されている。確かに、画一化された社会は息が詰まる。しかし、個々人が勝手な尺度と程度で自由を主張したら、個々人の間で、衝突や軋轢が生じる。個人は自分の無制限の自由や欲望は控え、抑えなければならない。それには忍耐が必要である。忍耐は人と人との衝突を避けるブレーキである。

## 支援と被支援

非行や犯罪の結果、刑罰として刑務所や少年院に入れられると、入所者は施設内処遇として規律正しい生活が指導される。規律は矯正処遇には不可欠な要素である。機械でなく自由意志や欲望のある人間にとって、規律正しい（或いは礼儀正しい）生活は多少なりとも忍耐を要する。法や規律や礼儀といった規範は、過去の経緯から多く人々の同意や賛同に支えられていることと、各個人に尊重されていることで効力を発揮する。入所者はそれらに反したのである。したがって、入所者には欲望の制限や、必ずしも思い通りにならない規律正しい生活態度が厳しく指導される。少年院を仮退院した保護観察対象者の中には保護司に「堅苦しいから二度と行きたくない」と漏らしている者もいる。入所者は社会の規律に大きく違反、逸脱したのである。規律正しい生活を身に付けるには、規律の内容を知ることと、規律に即した行動、態度を習慣化しなければならない。そのために対象者は指導され、訓練され、矯正されなければならない。それらを継続することによってわがまま、欲望を抑える忍耐（力）が養われる。社会生活に必要な忍耐が養われていることが仮釈放、仮退院の条件でもある。この場合、入所者の忍耐と寛容とは同意ではない。そして、社会生活が可能であると判断されて、仮釈放等の措置がとられて社会内処遇に代わるのである。これら一連の措置は対象者が社会生活出来るように知識と技術と何より忍耐という態度を養う自立支援の福祉教育である。

「公共の福祉」で使われる「福祉」は社会の安心、安全、安寧を意味していると考えられるが、個人に光を当てれば、「福祉」は「いのちをまっとうさせること」である。<sup>10)</sup> 様々な理由によって、支援無しでは、いのち（生活、人生）をまっとうできない人々がいる。福祉は、そ

のような人々に継続的な支援をすることである。その人々は支援を必要としている「被支援者」である。支援の継続を担保するには公の経済的支援や制度的支援などが必要であり、行政の果たす役割は大きい。介護分野における「要支援者」や災害時の「要支援者」との混同を避けるために、支援を必要としている人と支援を受けている人を合わせて「被支援者」と表現することにする。「被支援者」は、メンタリング<sup>11)</sup>における用語の「支援者（メンターmentor）」、「被支援者（メンティmentee）」を参考にしたものである。

福祉における被支援者は少数者であり、弱者である場合が多い。支援無しではまっとうな生活が出来ない幼児や子ども、心身の障害が理由でまっとうな生活が出来ない大人や子ども、就職出来ずにまっとうな生活が出来ない大人などである。加えて、犯罪や非行の経歴のゆえに、まっとうな生活が出来ない人々も被支援者として挙げられる。

福祉活動における支援者は、行政人（自治体職員など）と施設職員の他は、ほとんどがボランティアや被支援者の家族である。ボランティア活動の特色は、自発性、無給性、利他性、先駆性、補完性などが挙げられる。ボランティア（volunteer）は、その語源（volo志願者）からも言えるように、第一の特色は自発性である。したがって安定的継続的な活動にはコーディネーター（調整役）が必要である。コーディネーターが求められる理由は、①支援者の自発性だけでは活動の継続性が不安定であることと、②被支援者には複数の支援者が関わる必要があることなどが挙げられる。コーディネーターに求められるのは、①友好的な人間関係の構築、②情報交換などの連携、③計画・企画能力などである。例えば、介護福祉の分野においては「介護支援専門員」（通称ケアマネージャー）があり、特別支援教育体制においては「特別支援教育コーディネーター」が検討されている。筆者は「放課後子ども教室」<sup>12)</sup>のコーディネーターをしている。

## 罪を悪んで、人を悪まず

犯罪や非行が原因で刑罰を受けるのは、「自業自得」<sup>13)</sup>であるという見方もある。自業自得を刑罰に当てはめれば応報刑主義的発想である。つまり、罪にはそれ相応の刑罰が科せられるべきという発想である。例えば「目には目を、歯には歯を」の発想はこれである。<sup>14)</sup>一方、更生保護は教育刑主義である。つまり刑罰は、贖罪や罪滅ぼしのためだけでなく、更生という教育の目的でも科されるのであり、「罪を悪んで、人を悪まず」<sup>15)</sup>である。

果たして、刑罰を受けるのは「本人」（としか言いようが無い）だけの責任であって、周りの者は関係ないのであろうか。本人が非行や犯罪に至る背景は多様であり、複雑である。例えば、殺人事件においても、殺意が有ったか無かったかは、本人でさえもわからない場合がある。また、罪状に対する反省の度合いも客観的判断は難しい。しかし判決が確定すればそれに従って本人は処遇され、社会的、家庭的、人間関係的などのさまざまな背景を背負って刑に服する

のである。時を経て、仮釈放あるいは釈放となるが、裁判では裁き切れなかった心の部分や、本人の更生への人生を関係者は見守り、可能な限り支援していかなければならない。その営みは福祉教育である。それには寛容の心が必要である。もちろん地域住民には個人情報保護の理由で本人は特定されないが、誰もがいつでも住みよい地域社会にすることは「地域のチカラ」が目指すところである。

筆者が本稿で用いる「福祉教育」は、①福祉諸資格のための教育カリキュラムはもちろん、②障害者、高齢者、犯罪被害者など、支援、援助を必要とする人々が増えてきた福祉的現実と支援の必要性を一般の人々に伝えるとともに、具体的な支援の仕方を提供すること、さらに、③被支援者への教育、たとえば、障害者が支援を受けつつも、就労意欲を持って自立することを支える教育や、犯罪をした者及び非行のある少年の立ち直りを支える教育などである。被支援者を支援するのは先ずは関係者である。関係者とは、被支援者の家族や関係機関、諸団体である。さらに地域住民を含め、税負担から言えば全国民である。しかも誰もがいずれ被支援者になる。

支援の活動は教育である。教育とは人の成長や発達、すなわち人生の価値創造に関わっていくすべての営みを言う。被支援者を支援する活動は福祉教育である。それには寛容が必要である。支援は一般的に多数者が少数者に働きかける行為である。しかし、多数者は少数者に無言の、無意識の圧力をかけている場合がある。多数決の論理は民主主義的であると考えられている。その意味で多数者は強者である。少数者は弱者として社会生活において邪魔者扱いされたり、阻害されたり、逸脱者扱いされたりすることがある。そうした民主主義の構造を皮相的に考えてしまうと、多数の「自己」が少数者を「非自己」としてしまうのである。

多数者や強者は「自己」の在り方を当然とし、「自己」のアイデンティティ (identity) から逸脱した存在である「非自己」を否定したり、排除してしまいがちである。アイデンティティの確立という視点からは当然である。しかしアイデンティティの拡大、境涯<sup>16)</sup>の拡大、人間性の拡大の視点からは、「非自己」をいかに「自己」化するかが重要な課題である。そもそも成長、発達とは間断なき「非自己」の「自己」化であるとも言える。「非自己」との出会いは、実存的に言えば「危機 (crisisクライシス)」であろう。crisisとは、語源的には分離を意味し、分岐点や緊急事態などを意味している。危機は確かに現状の安定に否定的であるが、それを克服することによって「自己」の飛躍につながる。

被支援者を支援する支援者には、被支援者を排除すべき「非自己」として関わるのではなく、「自己」を補い、高めることの出来る存在として関わる寛容の態度が求められる。それには「自己」と「非自己」との共通項、例えば同じ仲間、同じ人間などの認識が必要である。共通項に対する深い認識や実感が無ければ「自己」は傲慢になり、「非自己」を否定してしまう。共通項の認識、あるいは実感には、支援者の世界観、人間観あるいは在り方、生き方が問われる。

先の法の精神とも言うべき「教育刑理論」に支えられて「更生保護法」が成立している。その第一条（目的）によると「この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。」更生保護の中心が保護観察である。これは仮釈放者などで保護観察になった対象者の更生を支援するために保護監察官と保護司が協働で行う活動である。更生保護には他に協力的な団体や施設がある。更生保護施設<sup>17)</sup>、更生保護女性会<sup>18)</sup>、BBS会<sup>19)</sup>、協力雇用主<sup>20)</sup>、更生保護協会<sup>21)</sup>である。更生保護は犯罪をした者及び非行のある少年に対する自立支援という福祉教育活動であると言える。

犯罪をした者及び非行のある少年は、大多数の地域住民の「自己」からすれば「非自己」である。しかも赦しがたい「非自己」である。その彼らが刑期の途中で施設内処遇から社会内処遇に変わるのである。地域住民は犯罪をした者及び非行のある少年と同じ地域に生活するのである。しかも彼らの更生に「地域のチカラ」として協力することが求められる。つまり、地域住民に寛容が求められるのである。「自己」が赦しがたい「非自己」と共に生きるという事実を知るにつれて、地域住民はまず忍耐しなければならない。しかし、地域住民は、社会内処遇の意義を理解するにつれて、忍耐は寛容に変化していく。その変化は地域住民あるいは支援者の発想の深化であり、境涯の拡大である。この変化にも福祉教育が深く関わらなければならない。それが「社会を明るくする運動」に求められる福祉教育的意味であろう。その意味で、更生保護という福祉教育には、忍耐と寛容が求められる。

「立ち直りを支える」は福祉的表現をすれば「自立支援」である。筆者は「自立」とは、自分に出来ることは自分でするが、出来ない事は感謝と共に他に依存することだと考えている。子どもの自立は、成長し一人前の社会生活が出来るようになる社会化（socialization）あるいはゼロからの自立である。それに対して、犯罪をした者及び非行のある少年の自立は、マイナスからの自立である。「マイナス」とは違犯ということである。違犯とは、法秩序を破壊したことと、被害を与えたり、与える恐れがあったことを意味している。それは赦しがたいことである。それゆえに法によって処罰されたのである。しかし、その量刑が軽減されるに等しいのが仮釈放であり、仮退院である。確かに一般遵守事項や特別遵守事項は付されるが、施設内処遇から社会内処遇に変わるのである。それに対する地域住民或いは被害者の心情の問題が「寛容」である。

「寛容」の概念に、「赦しがたいことを赦す」要素が含まれている。ところで「赦す」とは何を意味しているか。「緩む」と同源の「赦す」は対象への拘束を「緩めること」である。しかし「解き放すこと」ではない。再度「罪を悪んで、人を悪まず」を挙げて考察する。「赦しがたい」は「罪を悪む」視点であり、「赦す」は「人を悪まず」の視点である。また、「罪」は

過去の違法・違犯という事実である。「人」は未来に更生の可能性を秘めた存在である。「赦す」とは、罪の事実を認めながらも、更生の可能性に期待する判断、態度である。事実は残る。犯罪被害者あるいはその家族にとって、「赦す」ことは容易なことではない。例えば、犯人が刑期を終えて社会復帰するか、あるいは刑期の途中で社会内処遇になるとき、被害者（の家族）と同じ地域に居住する場合もある。顔を合わす場合さえもある。その場合は、被害者（の家族）は、犯人に対する赦しがたい感情を抑える忍耐と、司法による裁きの結果を理性で判断して犯人を赦す寛容とが、錯綜して複雑な心情になる。

非行や犯罪にはさまざまな種類と程度がある。いくつかの実例を組み合わせた仮想の保護観察事例を基に、更生保護としての福祉教育に寛容がどのような役割を果たしているかを考察する。

30歳の男性Aは、覚醒剤取締法違反、大麻取締法違反、窃盗、業務上過失傷害、道路交通法違反などにより、懲役4年2月の実刑判決を受けていたが、刑期終了の約7ヶ月前に仮釈放が許可され、保護観察が付されて、引受人である両親の元に戻り、社会内処遇が始まった。Aはそれ以降、刑期終了まで、毎月2回の往訪・来訪によって保護司と接触を取り、保護観察を受けるだけでなく、覚醒剤事犯者処遇プログラムを受けなければならない。おおむね2週間に1回、合計5回である。Aは被害弁済に取り組むほか、就労努力もしなければならない。保護司は協力雇用主の制度のあることを伝えたが、Aは自力で就職活動をした。保護司はAの相談にのり、生活の指導もした。Aはしばらく親の手伝いをしていたが、自力で派遣社員の職を得、更に正規採用の試験に向けてSPI2を勉強し始めた。保護司も一緒にSPI2の問題を解いたりして支援、指導した。Aは自己中心的な発想や態度は残っているが、保護司は寛容をもってAと正規採用という希望を共有し、Aの努力が実ることを期待した。Aは仕事上のトラブルや仲間への不満を保護司に話したり、仕事で知り合った女性との交際についても保護司に話すようになった。Aは転職をほのめかしたが、保護司は思いとどまること（忍耐強くなること）を指導した。これらは福祉教育的活動の一部である。

犯罪をした者や非行のある少年は判決によっては、まず刑務所や少年院などの矯正施設で一定期間「施設内処遇」を受ける。その間に「改悛の情」ありと認められた対象者は一定の遵守事項が課せられた上で、保護観察を受けながら「社会内処遇」に変わる。社会内処遇ということは、対象者が社会のあらゆる資源（利用できるもの）を活用し、社会で地域住民と暮らしながら、立ち直りに努めるのである。当然のことながら対象者の個人情報には知らされない。しかし、「社会を明るくする運動」が2010年（平成22年）に60回を迎え、運動名に「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」が加わった。「立ち直りを支える」とは自立支援のことである。「地域のチカラ」の表現には、地域住民が力を合わせて犯罪をした者や非行のある少年の自立を支援する意味が込められている。この運動による啓発が功を奏し、地域住民は「更生保護」「保護観察」を理解するにつれて、不特定ながら身近に対象者のいることを認識し、忍耐と寛容の心を持たざるを得なくなる。「改悛の情あり」と認めたのは地域



住民ではない。地方更生保護委員会が審理、判断、決定したのである。公開の裁判による施設内処遇の判決が、実質非公開の機関によって判決内容が緩和され、社会内処遇となるのである。

立ち直りを支える地域社会づくりには、保護司や更生保護女性会、BBS会、協力雇用主が対象者に直接関わり、指導、援助、交流などすることも大切である。しかし大多数の地域住民は個人情報保護の制約で対象者と直接関わることはできないが、対象者が住み良い、或いは対象者が再犯しない地域づくりに力を発揮することは出来る。これも大きな「地域のチカラ」である。たとえば、対象者が再犯しない地域づくりとは、地域住民の知り合い、ふれあい活動が盛んで、地域の行事に多くの住民が参加、協力するだけでなく、駐車違反や、不法投棄など違法、迷惑行為には地域のみんなが注意しあう習慣、雰囲気を作ることなどである。こうして出来た「地域のチカラ」は障害者や高齢者にも住み良い地域をつくるのに力を発揮する。公共の福祉とは誰もが住み良いということである。

対象者が「グループワーク」などで、自分の前歴を自ら明かすことがある。それは、友だち・仲間に受け入れられていると実感し、友だち・仲間を信頼できたからである。信頼は福祉教育、とりわけ対象者の自立支援という福祉教育に重要な役割を果たす。自立支援には支援者と被支援者との相互信頼関係の構築が必要である。筆者は「信頼」と「信用」とは区別して用いる。「信用」は相手が自分に対して嘘・偽りの無いことを経験的に理解した結果抱く心情である。裏切りがあれば信用は崩れる。一方「信頼」は経験的な判断や確証に基づく以上に、自分の信念や信条に基づく人間観の中に相手を位置づけることである。保護観察対象者の中には約束を守らない者もいる。しかし、保護司などの支援者は、対象者を信頼し、自立、更生を期待して活動している。それは寛容の態度である。寛容は信頼に基づいている。

仏教説話に登場する常不軽菩薩は、一切衆生（人々）に尊極の仏性（仏の性分・本性）が内在しているという人間観からすべての衆生を礼拝し決して軽んじなかった。しかし、衆生は常不軽菩薩を軽蔑し、杖木瓦石で迫害した。それでも常不軽菩薩は礼拝行を止めず、耐え忍んだ。それは迫害している衆生でさえも成仏する因があるという確信と、衆生に内在する仏性への尊崇からの行いである。<sup>22)</sup> これは忍耐というより寛容の態度である。このように信頼から確信への深まりには支援者の確固たる信念、哲学が求められる。

## 寛容に満ちた明るい社会

わずらわしさを避けて、寛容の発想から何でもかんでも認めるようになると、社会において規律や規範が用をなさなくなる。このような社会を「寛容社会」と呼ぶ。この寛容が極限に達すると、他人に直接的な被害・迷惑を及ぼさない限り、伝統的習慣や道徳律が殆ど無効の社会になる。「堅苦しいことは止めにして、好きにしたらええじゃないか。」となる。形骸化した宗教や因習あるいは陋習による争いが減り、平和的社会が実現するとも考えられる。確かに、道

徳や決まりや伝統的な価値観は、多数者の言い分であり、決め事であると言える。少数者にはわずらわしく、時には苦痛である。しかし、寛容社会への変化は、規範からの逸脱、規範の軽視という変化を伴う。規範意識の希薄化は、人々を容易に犯罪や非行に走らせ、社会を暗くすることになる。また、そうした人々の犯罪意識の希薄化にも繋がる。つまり、非行、犯罪をしても罪の意識が無く、逆に自分が被害者であるかのように錯覚さえしてしまう。

「自由である」と「認められていること」とは異なる。後者は、その社会の伝統的な価値観からはしない方が良いが、諸事情を配慮、熟慮した結果やむなく許されているのである。例えば「赤ちゃんポスト」は捨て子の受け皿である。民法第90条（公序良俗）「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。」に該当する可能性もあるが、2007年に認められ実施されている。<sup>23)</sup> 寛容は配慮、熟慮の結果の判断であり、態度である。寛容は不法、違法、非行を無条件で認めることではないが、不法、違法、非行の人々を、その人々の自己責任として直ちに排除するのではない。「明るい社会」の一員になれることを信頼して、一定条件の元で支援していく福祉活動が更生保護である。

法律や規範（の正当性）は、法律や規範を尊重する人々の意識を前提としている。法を護れば法に護られる。人々が法を護り、人々が法に護られる社会を「明るい社会」とい言うことが出来る。しかし、社会の問題（困りごと）がすべて法で解決できるわけではない。あるいは、コンピュータを使った大量解析によって犯罪や非行を一律に裁くことも不可能である。社会の問題は時や状況や人間関係などによって異なり流動的である。それゆえ人間による裁判の存在意義がある。問題の関係者が前向きに真剣に向き合い、配慮し合うことが大切である。「前向き」とは人が常に学習し成長していることである。今日、生涯学習社会が強調されるが、加えて、生涯成長発達の間人観も共感されてきている。<sup>24)</sup> すなわち何才になっても成長できる、何才になっても更生できるという人間観である。

多田富雄の言った「長い闇」は紛争や戦争のことであるが、犯罪や非行も社会に闇をつくる。本稿の副題に掲げた「寛容に満ちた明るい社会」とは、まずは非行や犯罪の無い社会を言う。しかし不幸にも人が犯罪や非行をした場合は、その人は刑に服し、罪を償わなければならない。その人は忍耐強く、更生の努力をしなければならない。他方、地域住民は「罪を悪んで、人を悪まず」の如く、見えない対象者を寛容の精神で支援するという福祉教育活動に協力していくことが期待されている。公共の福祉の視点から社会秩序を護り、法意識、遵法精神を育てる一方、成長発達する子どものいたずらや違反に対して、教育的視点から注意はしても、寛容の精神で罰するまではしないように、保護観察対象者に対しては償われた過去の罪をあげつらうことはせず、対象者が未来に向かって努力する更生を期待し、支援していくことが社会を明るくすることになる。すなわち寛容の精神で行われる更生保護という福祉教育が、社会を明るくするためには不可欠である。

注)

- 1) 2010年6月24日夜のNHK総合テレビ「ニュースウォッチ9」で放送。
- 2) 『ガリヤ戦記』カエサル著、國原吉之助訳、講談社、1994
- 3) 多田富雄『免疫・「自己」と「非自己」の科学』日本放送出版協会、2001、p.11
- 4) 多田、前掲、p.3-4
- 5) 多田、前掲、p.170
- 6) 多田、前掲、p.54
- 7) 2006年にiPS細胞 (Induced pluripotent stem cells・誘導多能性幹細胞) が開発されてからは免疫理論や更に生殖の意味が大きく変わってきた。iPS細胞の出現によって、生命研究が新たな展開をする可能性がある。
- 8) 仏文学者の渡辺一夫は「寛容は自らを守るために不寛容に対して不寛容になるべきか？」(1951)の問いに「不寛容に対して不寛容たるべきでない」と結論した。
- 9) 『教育を支えるもの』(森昭、岡田渥美訳、黎明書房、1970) “Die Pädagogische Atmosphäre”, Quelle & Mayer, 1965)
- 10) 拙論「地球福祉 (みんなで地球の安寧を)」『帝塚山大学心理福祉学部紀要第5号』(平成21年3月) 所収
- 11) Mentoring。メンター (支援者) がメンティ (被支援者) に対して知識やスキルの習得を支援するだけでなく、精神的、人間的な成長、個人のキャリアを支援することを言う。その根底にあるものは一方的な支援ではなく、支援をするものと支援を受けるものがともに成長できるような関係性を築くことにあり、被支援者への支援を通じ、支援者自身の成長も図ることに重きがある。
- 12) 拙論「地域主導の総合学習 (長岡第十小学校区「放課後子ども教室・すくすくキッズテン」から見えてくるもの)」『帝塚山大学心理福祉学部紀要第4号』(平成20年3月) 所収
- 13) 自分の行いの報いを自分が受けること。一般には悪い報いを受ける場合に用いる。もとは仏教の語で、自分のした善悪の行為で、自ら苦楽の結果を招き受けること。「業」は行為。
- 14) ハムラビ法典の「目には目」と、旧約聖書出エジプト記21章、レビ記24章、申命記19章における「目には目」とは厳密には相違しているが、ここでは共に応報刑罰を示している例として挙げた。
- 15) 出展の『孔叢子刑論』では、「罪」ではなく「意」(すなわち心) を悪むであるが、日本の言い回しに従った。
- 16) 自分の力の及ぶ範囲。自分と関わりのあることとして認識出来る範囲。境地と同様に内面の広さ、深さ。
- 17) 犯罪をした人で帰るところが無い人などを収容して保護する施設。
- 18) 女性としての立場から地域の犯罪・非行の予防活動、子育て支援などの活動を行っている。
- 19) Big Brothers and Sisters movementの略。対象者の兄や姉のような身近な存在として、あるいは同じ目の高さの友達として、対象者とふれあい、悩みの相談にのるなどの活動をしている。
- 20) 犯罪や非行をした人を雇用し、自立を支援している事業者
- 21) 主として経済的に更生保護活動を支援している。
- 22) 妙法蓮華経常不軽菩薩品第二十
- 23) 熊本県熊本市の慈恵病院は2006年12月15日に「こうのとりのゆりかご」の設置申請を熊本市に提出。翌2007年4月5日に市はこの申請を許可し、5月1日に完成。5月10日正午から運用を開始した。
- 24) 例えば、野村豊子は、発達の図を旧来の丘状 (誕生→成長→成熟→老化→死) に対し、階段状に常に発達していく視点のモデルを提案している。参照、野村豊子『回想法とライフレビュー：その理論と技法』中央法規出版、1998

## **Rehabilitating Probation and Welfare Education**

: Let's Make the Society Bright, Filled with Tolerance.

Hideo Nishimura

### Abstract

I reconsider about rehabilitating probation and welfare education from the viewpoint of tolerance. The meaning of tolerance is various. One of the meanings is that the big, right or strong ones will not neglect or eliminate the small, bad or weak others. Both rehabilitating probation and welfare education are activities of the former's supporting the latter. These supporting activities need tolerance. We can make the society bright with tolerance.